

# 疑問点を最新情報で解説

## 新点数二次説明会(医科・歯科) 動画配信も実施



発行所  
埼玉県保険医協会  
〒330-0074  
さいたま市浦和区北浦和  
4-2-2 アンリツビル 5F  
電話 048(824)7130  
FAX 048(824)7547  
発行人 渡部義弘  
購読料 1部 150円  
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事	
2面	論壇「戦争を拒否すること、そして憲法」
3面	診療報酬改定情報(医科・歯科)
4面	新点数説明会会員アンケート結果(医科)
5面	新点数説明会会員アンケート結果(歯科)
6面	薬の追加負担の取り組み、国会内集会、後期高齢者の資格確認書案内



協会は診療報酬改定の六月実施を直前に控えた五月下旬に「新点数二次説明会」を埼玉会館にて医科、歯科それぞれで開催。四月の新点数説明会に続き、協会に寄せられている疑問解消のため、協会講師団が最新情報を交えて解説した。

なお二次説明会の模様は動画配信する。当日使用した配布資料もダウンロードできる。配信日時などは後日、協会ホームページ等にてお知らせする。

### 【医科】

五月二十一日に開催、二六五人が参加した。渡部義弘理事長、小橋一成副理事長、小林洋一審査指導対策部長が講師を務めた。

小橋副理事長は挨拶で「今回の改定は、全体を捉えても、医療機関により多くの役割を担い、責任を負い、書類を整えよと」

五月二十一日に開催、二六五人が参加した。渡部義弘理事長、小橋一成副理事長、小林洋一審査指導対策部長が講師を務めた。

小橋副理事長は挨拶で「今回の改定は、全体を捉えても、医療機関により多くの役割を担い、責任を負い、書類を整えよと」



【歯科】五月二十五日に開催し、二〇一人が参加した。渡部義弘理事長、山田太郎理事が講師として、改定内容の全容を解説した。

協会に問合せが多い施設基準の一つである電子的歯科診療情報連携体制整備加算(歯DX)は、届出様式を参照しながら、歯DX1と歯DX2の違いや様式の記載方法について解説した。

昨今の診療報酬改定で

特定機能病院等紹介患者受入加算の紹介元となる病院の埼玉県内の状況は別冊資料にて紹介した。

また、OTC類似薬の患者の追加負担を説明するチラシと、見直しを求める署名用紙を紹介し、患者だけでなく、医療機関でも問題点を知らないところが多いとし、チラシを活用して広く反対署名に協力してほしいと訴えた。

小林部員は、検査から特定保険医療材料までを担当、栄養保持目的の投薬を実施する場合の注意点や、リハビリテーション総合計画評価料の算定方法の変更、今回テキストに掲載された特定医療材料の改正点を解説した。

事務局からは、在宅医療について、在宅医療支援診療所の施設基準の改定、在宅診療等の届出要件の変更、医療と介護の給付調整を解説。レセプト記載で特定保険医療材料にコードが設けられたことなどを解説した。

説明会では、別冊資料として、直近に出されている疑義解釈、事務連絡を掲載した最新情報を提供した。参加者から、「前回より今回の方がわかりやすかった」「拾いきれていなかった算定・加算について知ることができた」などの感想が寄せられた。

五月二十五日に開催し、二〇一人が参加した。渡部義弘理事長、山田太郎理事が講師として、改定内容の全容を解説した。

協会に問合せが多い施設基準の一つである電子的歯科診療情報連携体制整備加算(歯DX)は、届出様式を参照しながら、歯DX1と歯DX2の違いや様式の記載方法について解説した。

昨今の診療報酬改定で

いつでも・どこでも視聴可能

### 二次説明会の動画は協会ホームページで



新点数二次説明会も、医科・歯科それぞれ動画配信を行います。当日使用した配布資料もダウンロードできます。配布資料を手元に、いつでもどこでも視聴することができます。

登録方法や視聴方法等の詳細は、協会ホームページでご確認ください。

なお、5月から配信している新点数説明会を視聴するための手続きを済ませている場合は、新たな手続きをすることなく、配信ページ(左図)にログインすれば二次説明会が視聴できます。ぜひご活用ください。

## 第53回定期総会

6月21日(日) ホテルグローバルビュー浦和3階  
(JR浦和駅西口徒歩3分・旧浦和ワシントンホテル)  
14時~17時10分

- 総会 14:00~15:10
- 記念講演 15:20~17:10

「日本と世界はどこへ向かうべきか ~デジタル・環境・戦争 激動の情勢を読み解く~」

講師 斎藤 幸平氏  
(経済思想家・東京大学大学院准教授)

※講演会後にサイン会も行います。

- 会員に案内状および総会議案書を5月25日頃にお送りしています。
- 記念講演の申込は、議案書に同封の申込用紙がお電話にて承ります。
- 出欠はがきの返送をお願い致します。欠席の場合は委任状をご返送ください(6月19日(金)14時必着)。

個別指導に弁護士が帯同できます